



31北総総第5322号

令和2年3月31日

大都市制度（特別区設置）協議会

会長 今井 豊 様

東京都北区長 花川 與惣太



特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について（回答）

令和2年3月30日付大都市制度（特別区設置）協議会会長名による文書においてご依頼のありました特別区名「北区」の使用につきまして、本区としての意見を申し上げます。

この度の協議については、自治省自治事務次官通知（昭和45年3月12日自治振第32号）に基づく行為であることから、本区は、貴協議会の決定に対して、法的効果をもって異を唱えることができない旨承知しておりますが、基礎自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望する意見に変わりありません。